

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：下条棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

【旧下条村】

東下組棚田、下条上組棚田、下条下組棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止

- ・各棚田において令和6年度まで耕作放棄率0%を維持する。

イ 担い手の確保

- ・東下組棚田において、地域おこし協力隊の制度を活用しながら担い手を1名以上確保する。

ウ 生産性・付加価値の向上

- ・各棚田においてファームポンドやため池及び農道の法面に防草シートを4,200㎡設置する。
- ・各棚田において農道整備を1,082m行う。
- ・各棚田において水路の整備・修繕を167m、蓋掛けを660m行う。
- ・下条下組棚田において用水取水口等の流木流入防止柵の設置・修繕を行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給の促進

- ・東下組棚田において棚田米の販売量を4,000kgから5,000kgに増加させる。
- ・下条下組棚田において、地域生産米のブランド化を図るとともにWebを活用してのPRや販路拡大を推進する。

イ 自然環境の保全・活用

- ・各棚田においてホタル生息環境の整備及びホタル鑑賞会を開催し、参加者をあ

わ

せて年間50名から100名に増加させる。

ウ 良好な景観の形成

- ・下条上組棚田において、野首遺跡案内看板の設置場所周辺を整備するとともに、石製のテーブル、椅子及びモニュメントを設置する。
- ・東下組棚田における慶地の棚田展望台にベンチを設置するとともに、桜を5本植栽する。

エ 伝統文化の継承

- ・小学生を対象に田植え及び稲刈りの体験学習会の開催を継続し、米作りへの理解

を深めることを通し、将来の農業者育成の一助とする。

- ・地域の伝統芸能の小中学生への伝承活動を継続し、ふるさとの理解、愛着を深めるとともに、後継者を広く地域内外に募集する。

オ 集落機能の強化

- ・下条下組棚田において下条公民館下組分館と集落センターで開催されているコミュニティサロンの参加者を年間延べ 300 名から 400 名に増加させ、住民の交流を一層進めることで集落機能を強化する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・東下組棚田の**収穫祭である**、「さわらび祭り」で、交流人口を 10 名増やす。
- ・下条下組棚田において、神明水辺公園周辺で伝統芸能鑑賞と地元料理を堪能する大地の芸術祭と連携したイベントを継続開催し、地区内外住民の交流を深める。
- ・各棚田において、大学との連携を継続し、学生による農業体験や実習教育の場として棚田を活用するとともに交流人口の拡大につなげる。

イ 棚田を観光資源とした地域振興

- ・下条上組棚田において、下条公民館上組分館及び上新田分館と連携し、交流人口 30 人の増加を目指して、棚田ウォーキングと地域の魅力を発信するイベントを継続して開催する。
- ・東下組棚田で慶地の棚田展望台の維持、管理を継続するとともに、インスタグラムやホームページ等を通して広く PR し訪問客の増加を図る。

3 計画期間

認定の月～令和 7 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止

- ・各棚田において耕作放棄率 0 % を維持するために、生産組合や認定農業者と連携して耕作放棄防止の取り組みを継続する。

イ 担い手の確保

- ・東下組棚田において、地域おこし協力隊の受け入れ体制を整備しつつ募集を継続するとともに、制度を活用して農業の担い手確保を促進する。

ウ 生産性・付加価値の向上

- ・東下組棚田において、ため池の法面に防草シートを 500 m² 設置する。
- ・下条上組棚田において防草シートをファームポンド周辺に 1,000 m²、農道法面に 1,300 m² 設置する。
- ・下条下組棚田においてファームポンド及びため池の法面に防草シートを 1,400 m² 設置する。

- ・東下組棚田において、農道舗装を 500m、拡幅工事を 300m 行う。
- ・下条上組棚田において、農道舗装を 232m 行う。
- ・下条下組棚田において、農道舗装を 50m 行う。
- ・東下組棚田において、水路整備を 150m 行う。
- ・下条上組棚田において、水路の蓋掛けを 660m 行う。
- ・下条下組棚田において、水路修繕を 17m 行う。
- ・下条下組棚田において、用水取水口等の流木流入防止柵の設置・修繕を行う。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給の促進

- ・東下組棚田で日野秋祭りバザー、雪まつり、大地の芸術祭等のイベントにおいて、棚田米や地域産農産物の販売を拡充する。
- ・下条下組棚田において合鴨農法による米作りや稲架掛けの自然乾燥米などで、地域生産米のブランド化を図るとともに Web を活用しての PR、販路拡大に取り組む。

イ 自然環境の保全・活用

- ・各棚田地域において、下条ホテルの会と連携して、ホテルの生息環境整備を行うとともに鑑賞会を開催する。

ウ 良好な景観の形成

- ・下条上組棚田において、上新田自治会との協議を進めながら、野首遺跡案内看板が設置された公園を整備するとともに、石のテーブル、椅子及びモニュメントの設置を行う。
- ・東下組棚田において、慶地の棚田展望台にベンチを設置するとともに、桜を植栽する。

エ 伝統文化の継承

- ・魚沼生産センターと連携して小学生を対象とした田植え及び稲刈りの体験学習会の開催を継続する。
- ・地域の伝統芸能（新保広大寺節、天神囃子）の小中学生への伝統活動を継続し、ふるさとの理解、愛着を深めるとともに、後継者を広く地域内外に募集する。

オ 集落機能の強化

- ・下条下組棚田において各町内会や老人クラブ等に働きかけ、下条公民館下組分館と集落センターで開催されているコミュニティサロン（茶飲み会、いきいきサロン）を拡充する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・東下組棚田の「さわらび祭り」で、地域出身者の参加を呼びかけるなどの交流拡大策を実施する。
- ・下条下組棚田において、令和 3 年と 6 年に開催される「大地の芸術祭」を活用し、神明水辺公園周辺で新保広大寺節や八木節などを鑑賞するとともに、地元

産食材を使った郷土料理を堪能するイベントを開催する。

- ・大学（白鷗大、明星大）と連携して、各棚田地域で学生の農業体験や実習教育の場を受け入れる環境を整備する。

イ 棚田を観光資源とした地域振興

- ・下条上組棚田において、下条公民館上組分館及び上新田分館と連携し、交流人口 30 人の増加を目指して、棚田ウォーキングと地域の魅力を発信するイベントを継続して開催する。
- ・東下組棚田で慶地の棚田展望台の維持、管理を継続するとともに、インスタグラムやホームページ等を通して広く PR し訪問客の増加を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

下条棚田地域振興協議会は十日町市、農業者団体、NPO 法人、商工業関係団体、公民館分館、一般住民団体で構成

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項